

# 学則、諸規則

# VI

愛知工業大学学則

愛知工業大学学位規程

愛知工業大学における授業料その他の費用に関する規則

履修細則

転学部・転学科に関する細則

学科内の転専攻取扱要領

愛知工業大学大学院工学研究科入学前履修に係る申合せ

愛知工業大学学生懲戒規程

愛知工業大学クラブ活動に関する規程

## 愛知工業大学学則

### 第1章 目的及び使命

(目的及び使命)

**第1条** 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにしたがい、学術の理論と応用を教授研究し、知的道徳的に円満な教養を有する高級技術者を育成することを目的とし、あわせて、人類の福祉に貢献するとともに地方産業の技術的発展に寄与することを使命とする。

2 本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

3 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

### 第2章 組織及び目的

(組織)

**第2条** 本学に次の学部及び大学院研究科を置く。

工学部  
経営学部  
情報科学部  
工学研究科  
経営情報科学研究科

2 大学院の学則は、別に定める。

(教育研究上の目的の公表等)

**第2条の2** 前条の学部における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別に定め、公表するものとする。

### 第3章 学部、学科及び課程

(学部及び学科)

**第3条** 本学に次の学部及び学科を置く。

工学部  
電気学科  
応用化学科  
機械学科  
土木工学科  
建築学科  
経営学部  
経営学科  
情報科学部  
情報科学科

(授業科目)

**第4条** 各学科における授業科目は、専門教育科目、総合教育科目及び共通教育科目とする。

2 授業科目の種類、単位数その他教育課程の編成について別表のとおりとする。

(教員免許状の授与資格)

**第5条** 教育職員免許法に基づき教員免許状授与の所要資格を得ようとする者のために、教職に関する科目を置く。

2 教員免許状の授与資格を得ようとする者は、第11条に定める単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

3 本学の学部の各学科において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

#### 工学部

学 科	免許状の種類	免許教科
電 気 学 科	高等学校教諭1種免許状	工 業 情 報
機 械 学 科 土 木 工 学 科 建 築 学 科	高等学校教諭1種免許状	工 業
応 用 化 学 科	高等学校教諭1種免許状	理 科

#### 経営学部

学 科	免許状の種類	免許教科
経 営 学 科	高等学校教諭1種免許状	情 報 商 業

#### 情報科学部

学 科	免許状の種類	免許教科
情 報 科 学 科	高等学校教諭1種免許状	情 報

4 この条に定めるもののほか、教職に関する科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

### 第4章 修業年限、在学年限、履修の認定、履修の方法、卒業及び学位

(履修申告)

**第6条** 学生は、毎学期のはじめに、その学期中に学習しようとする授業科目を申告して、許可を受けなければならない。

(単位の計算方法)

**第7条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語、演習、実験及び実習その他の授業については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(修業年限)

**第8条** 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

**第9条** 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、再入学、転入学した学生は、すでに大学に在学した年数を8年から引いた年数を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、編入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(履修の認定)

**第10条** 学生が履修した授業科目の認定は、試験その他の成績考査の方法によって、秀、優、良、可、不可をもって表わし、秀、優、良、可の成績の者には規定の単位を与える。

(修得すべき単位)

**第11条** 学生は、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

(1) 専門教育科目については、94単位以上

(2) 総合教育科目については、20単位以上

(3) 共通教育科目については、10単位以上

(他大学の授業科目の履修等)

**第11条の2** 学生は、他大学(外国の大学を含む。)との協定に基づき、学部長の許可を得て、当該大学の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により履修し修得した授業科目の単位は、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、卒業要件の単位として認めることができる。

3 履修に関する事項は別に定める。

(卒業)

**第12条** 本学に4年以上在学し、第11条の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

**第13条** 削除

(学士の学位)

**第14条** 本学の工学部を卒業した者には、学士(工学)、経営学部を卒業した者には、学士(経営学)、情報科学部を卒業した者には、学士(情報科学)の学位を授与する。

2 学位規程は別に定める。

## 第5章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

**第15条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第16条** 学年は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の学期の開始及び終了を変更することができる。

(授業期間)

**第16条の2** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

**第17条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日)

(3) 創立記念日 11月13日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 学長は、必要がある場合、前項第1号及び第2号の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項第4号、第5号及び第6号の休業日は、毎年度、学長が定める。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 収容定員

(収容定員)

**第18条** 収容定員は、次のとおりとする。

工学部	入学定員	収容定員
電気学科	270名	1080名
応用化学科	135名	540名
機械学科	250名	1000名
土木工学科	120名	480名

建築学科	220名	880名
計	995名	3980名
経営学部	入学定員	収容定員
経営学科	130名	520名
計	130名	520名
情報科学部	入学定員	収容定員
情報科学科	190名	760名
計	190名	760名

## 第7章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

**第19条** 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、再入学の場合は、後期の始めにも許可することができる。

(入学資格)

**第20条** 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

**第21条** 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならぬ。

(入学者の選考)

**第22条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

**第23条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書、保証書、住民票その他大学の必要とする書類を提出するとともに、所定の入学金、その他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(保証人)

**第24条** 前条の保証書には保証人として、父母又はこれに準ずる者の署名を必要とする。

2 保証人は、入学した者の誓約の履行に関し一切の責任を負うものとする。

3 保証人の身分、その他に異動があったときは、直ちにその旨届出なければならない。

(再入学)

**第25条** 第31条によって退学並びに第38条によって除籍になった者が再入学を願い出たときは、収容力のある場合に限り第22条の定めによ

らず考査のうえ入学を認めることがある。ただし、在学年限に及んでもなお所定の履修を終わらない理由で除籍になった者の再入学は認めない。

2 第39条によって退学処分となった者の再入学は認めない。

(転入学及び編入学)

**第26条** 他大学の同種類の学部からその学長の許可を得て本学に転入学を願い出たものがあるときは、収容力のある場合に限って、学力、健康その他について考査のうえ入学を認めることがある。

2 短期大学卒業者、高等専門学校、国立工業教員養成所及び国立養護教諭養成所を卒業した者、並びに学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者が編入学を願い出たときは収容力のある場合に限って、学力、健康その他について考査の上、入学を認めることがある。

(転部)

**第26条の2** 削除

(転コース)

**第26条の3** 削除

(転学部・転学科)

**第26条の4** 本学に在学する者が他学部又は他学科への転学部・転学科を願い出たときは、収容力がある場合に限って、転学部・転学科を認めることがある。

2 転学部・転学科については別に定めるところにより選考を行う。

(再入学、転入学、編入学、転学部及び転学科の修業年限)

**第27条** 再入学、転入学、編入学により入学を認められた者及び転学部、転学科を認められた者の在学すべき年数は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学、転入学、編入学、転学部、転学科者及び1年次に入学した者の既修得単位)

**第27条の2** 再入学、転入学、編入学により入学を認められた者及び転学部、転学科を認められた者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

2 大学又は短期大学を、卒業又は中途退学した者で、本学の第1年次に入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、申請のあった者について、合計30単位をこえない範囲で、教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学、転入学、編入学、転学部及び転学科手続)

**第28条** 再入学、転入学、編入学により入学を認められた者及び転学部、転学科を認められた者は、第23条に定める手続をしなければならない。ただし、再入学、転学部、転学科については、入学金を免除することがある。

(休学)

**第29条** 疾病その他止むを得ない事情のため2か月以上学習することができないときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて願い出て、許可を受けて休学することができる。

2 休学は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは引き続き許可するが、通算3年を超えることはできない。

3 休学期間中でも、その事情の終わったときは、届出て復学することができる。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学を許可された者は、別表に定める在籍料を納付しなければならない。ただし、前期または後期の休学を許可された場合の在籍料は年額の2分の1とする。

(転学)

**第30条** 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を詳記して願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

**第31条** 学生が疾病その他止むを得ない事情のため学業を続ける見込みがないときは、願い出て退学することができる。

## 第8章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

(入学検定料、入学金及び授業料の額)

**第32条** 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表のとおり定める。

(授業料の納付時期)

**第33条** 授業料は、特に指定する場合を除き、年額の2分の1ずつを前期及び後期に分け、それぞれ納付しなければならない。

(休学、復学、退学等の場合の授業料)

**第34条** 休学を許可された者の授業料は、月割計算により休学の月の翌月から復学の月の前月までの分に相当する額を免除する。ただし、既に納付した授業料については返付しない。

2 復学したときの授業料は、月割計算により復学の月から次の授業料の納付時期前までの月数分に相当する額を、復学の際納付しなければならない。

3 退学又は除籍の場合は、退学又は除籍の月の属する期の授業料は徴収する。

4 停学期間中の授業料は徴収する。

(その他の納付金)

**第35条** 第32条に定めるもののほか、入学手続時又は在学の間に納付すべきその他の納付金の額は、別表のとおり定める。

(納付金の納付方法)

**第36条** 第32条及び前条に定める納付金の納付方法は、この章に定めるもののほか、愛知工業大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

2 いったん納付された入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、原則として還付しない。ただし入学辞退者については、大学が定めるところにより、納付金の一部を還付することができる。

## 第9章 賞 罰

(表彰)

**第37条** 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て表彰することができる。

(除籍)

**第38条** 学生が、第9条に定める在学年限におよんでもなお所定の履修を終わらない場合、休学期間が終わって復学を願い出ない場合、又は授業料もしくは在籍料の納付を怠り督促しても納付しない場合には除籍する。

(懲戒)

**第39条** 学長は、教育上必要があると認めるときは、教授会の議を経て、学生を懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学および訓告とする。ただし、退学は次の場合に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 大学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

(停学期間の取扱)

**第40条** 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

## 第10章 削除

**第41条** 削除

## 第11章 研究生

(研究生)

**第42条** 本学学部において特定の専門事項について研究したいと願い出た者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は別に定める。

## 第12章 科目等履修生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

**第43条** 本学学部の授業科目を1科目又は数科目を選んで履修したいと願い出た者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

**第43条の2** 他大学の学生で、当該大学との協定に基づき、本学において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学長は教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 特別聴講学生に関する事項は別に定める。

## 第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

**第44条** 外国人であって本学を志願する者に対しては、第7章の各条の規程に準じ、別に定める選考により入学を許可することがある。

(交換留学生)

**第44条の2** 本学と協定を締結した外国の大学から推薦された者に対しては、所定の手続きを経て、交換留学生として入学を許可することができる。

2 交換留学生に関する事項は別に定める。

## 第14章 職員組織

(職員組織)

**第45条** 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員

2 前項のほか、必要に応じて他の職員を置くことができる。

## 第15章 大学協議会及び教授会

(大学協議会及び教授会)

**第46条** 本学に重要事項を審議するため、大学協議会及び教授会を置く。

2 前項に関する規程は別に定める。

**第47条** 削除

**第48条** 削除

**第49条** 削除

## 第16章 図書館

(図書館)

**第50条** 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

## 第17章 厚生、保健施設

(厚生、保健施設)

**第51条** 本学に厚生、保健施設を設ける。

## 第18章 学生寮

(学生寮)

**第52条** 本学に学生寮を置き、学生の願い出により選考の上入寮を許可する。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

## 第19章 細則

(細則)

**第53条** 本学則施行に必要な細則は、別に定める。

附則の記載については省略

(第29条 第5項(別表))

休学者 (単位:円)	
在籍料	(年額) 60,000

(第32条、第35条(別表)) (単位:円)

区分	入学検定料
一般入試 前期日程 A、M方式 後期日程 M方式 推薦入試 編入試 帰国生徒入試 外国人留学生入試 同窓会入試	35,000
センタープラス A、M方式	5,000
センター試験利用入試	20,000

(工学部・経営学部・情報科学部共通)

工学部 (単位:円)

	初年度		2年度 年額	3年度 年額	4年度 年額
	入学手続時	後期			
入学金	250,000	—	—	—	—
授業料	440,000	440,000	900,000	920,000	940,000
教育研究充実費	230,000	230,000	470,000	480,000	490,000
合計	920,000	670,000	1,370,000	1,400,000	1,430,000

経営学部 (単位:円)

	初年度		2年度 年額	3年度 年額	4年度 年額
	入学手続時	後期			
入学金	250,000	—	—	—	—
授業料	360,000	360,000	730,000	740,000	750,000
教育研究充実費	205,000	205,000	420,000	430,000	440,000
合計	815,000	565,000	1,150,000	1,170,000	1,190,000

情報科学部 (単位:円)

	初年度		2年度 年 額	3年度 年 額	4年度 年 額
	入学手続時	後 期			
入 学 金	250,000	—	—	—	—
授 業 料	440,000	440,000	900,000	920,000	940,000
教育研究充実費	230,000	230,000	470,000	480,000	490,000
合 計	920,000	670,000	1,370,000	1,400,000	1,430,000

## 愛知工業大学学位規程

(目的)

**第1条** この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、愛知工業大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 学士(工学)
- (2) 学士(経営学)
- (3) 学士(情報科学)
- (4) 修士(工学)
- (5) 修士(経営情報科学)
- (6) 博士(工学)
- (7) 博士(経営情報科学)

(学位授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、愛知工業大学学則の規定により、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、愛知工業大学大学院(以下「大学院」という。)学則の規定により、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、学力諮問により本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者に授与することができる。

(学位論文の提出)

**第4条** 第3条第2項及び第3項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文を学長に提出するものとする。ただし、必要により参考論文を添付することができる。

2 第3条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び愛知工業大学博士学位授与申請等に関する取扱要領に定める論文審査手数料を添えて学長に提出する。

3 前項の申請の受理は、当該大学院教授会(以下「大学院教授会」という。)の議を経て、学長が決定する。

4 学位論文は1編とし、3通を提出するものとする。

5 提出した論文及び論文審査手数料は返却しない。

(学位審査委員会)

**第5条** 学長が申請を受理したときは、大学院教授会において指導教授を含む当該専攻から3名以上の教員を選出し、学位審査委員会を組織する。

2 学位審査委員会は、論文の審査及び試験に関する事項を担当する。

3 学位審査委員会が必要と認めるときは、本学大学院の他の専攻又は他の大学院等の教員等を学位審査委員会に加えることができる。

(論文の審査等の期間)

**第6条** 修士論文の審査については、学位論文は在学中に提出させ、審査及び試験を修了するものとする。

2 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、学位の授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、大学院教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(学位論文の審査及び試験)

**第7条** 第5条第2項による試験は、論文の内容を中心とし、学識、研究能力等について筆記又は口頭により行なう。

2 第3条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその他その専攻科目について本学大学院の博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試問を行なうものとする。

3 前項の規定による外国語科目の試問は、1外国語以上を課すものとする。

(論文の審査及び試験の結果の報告)

**第8条** 学位審査委員会は、論文の審査及び試験の結果を大学院教授会に報告する。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

**第9条** 大学院教授会は、前条の報告に基づいて第3条第2項及び第3項によるものについては課程の修了の可否、第3条第4項によるものについては、その論文の審査及び学力諮問の合否について議決をする。

2 別項の議決は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位記の授与)

**第10条** 学長は、前条の議決に基づいて第3条第2項及び第3項によるものについては課程の修了を、第3条第4項によるものについては学位の授与を決定し、学位記を授与するものとする。

2 学位記は、様式1、2及び3のとおりとする。

(様式省略)

(学位論文及び審査結果の要旨の公表)

**第11条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文(以下、「博士学位論文」という。)の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科教授会の承認を受けて、博士学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない理由が無くなった場合、博士の学位を授与された者は、当該博士学位論文の全文を公表するものとする。

3 前2項に規定する博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用によって行うものとし、第1項の規定により、公表する場合は、学位の次に「愛知工業大学審査学位論文」と、また前項の規定により公表する場合は学位の次に「愛知工業大学審査学位論文の要約」と明記しなければならない。

4 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用によって公表するものとする。

(リポジトリの運用)

**第11条の2** 前条のインターネットの利用による公表は、原則として「愛知工業大学学術情報リポジトリ」(以下、「リポジトリ」という。)によって行うものとし、博士の学位を授与された者が行う公表は、本学が協力するものとする。

2 リポジトリの利用に関する事項は、別に定める。

(学位の名称の使用)

**第12条** 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位の次に「(愛知工業大学)」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

**第13条** 本学において学位を授与された者で、次の各号の一に該当するときは、学長は、学士の学位にあっては教授会、修士及び博士の学位にあっては大学院教授会の議を経て授与した学位を取消すものとする。

- (1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為のあったとき。

附則の記載については省略

## 愛知工業大学における授業料 その他の費用に関する規則

**第1条** 愛知工業大学(以下「大学」という。)における授業料その他の費用に関しては、愛知工業大学学則、愛知工業大学大学院学則及びその他の規則に定めるものの他は、この規則の定めるところによる。

**第2条** 削除

(授業料の徴収方法)

**第3条** 授業料の徴収は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は年額の2分の1に相当する額とする。科目等履修生について徴収する額は1単位の額に、それぞれの学期において履修すべき単位数を乗じて得た額とする。

2 前項の授業料は、入学手続きに係るものについて特に指定する場合を除き、前期にあっては4月20日から5月6日までに、後期にあっては9月20日から10月6日までに徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

**第4条** 特別の事情により、入学する時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料年額の2分の1に相当する額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学の場合における授業料の額及び徴収方法)

**第5条** 前期又は後期中途において復学をした者から前期又は後期中途において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

**第6条** 学年の途中で卒業し、又は修了する者から徴収する授業料の額は、卒業又は修了する月が、当該学年の前期に属するときは、授業料の

年額の2分の1に相当する額、後期に属するときは、その年額を、それぞれ第3条第2項の例により徴収するものとする。

(休学の手続)

**第6条の2** 休学願は在籍料相当額を添えて提出するものとする。

(在籍料の取扱)

**第6条の3** 前期又は後期中途において休学をする者が、当該期の授業料等を既に納付している場合の在籍料は徴収しないものとする。

2 前期又は後期中途において復学する者から徴収した授業料等が年額の2分の1と同額で在籍料を既に納付している場合は、在籍料を還付するものとする。

(退学等の場合における授業料の額)

**第7条** 後期の徴収の時期前に退学し、又は除籍された者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(入学金及び入学検定料の徴収方法)

**第8条** 入学金は、大学の通知に基づき、入学の意思を表示する者について、その際徴収するものとする。

2 入学検定料は、入学の志望を受理するときに徴収するものとする。

(学生寮に係る費用及び徴収方法)

**第9条** 削除

**第9条の2** 削除

**第10条** 学生寮に入寮を許可する者については、学生寮の維持保全その他運営に要する費用の一部を徴収するものとする。

2 入寮費は、入寮を許可するときに徴収するものとする。

3 寮費及び維持費は、いずれも前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に区分して、前期にあっては入寮を許可するとき、後期にあっては10月に、それぞれ6か月分ずつを徴収するものとする。

4 前期又は後期中途で入寮する者から前期又は後期中途において徴収する寮費及び維持費の額は、その月額に入寮の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入寮の日の属する月に徴収するものとする。

5 前期又は後期中途で退寮する者から前期又は後期中途に徴収する寮費及び維持費の額は、その月額に退寮の日の属する月までの月数を乗じて得た額とし、その額が第3項により徴収した額に満たないときは、その差額に相当する額を、その際還付するものとする。

(理事長の承認を要する費用の額及び徴収方法)

**第11条** この規則に定めるもののほか、大学における一般的な運営上必要と認められる検査料、手数料その他の費用に関しては、理事長の承認を得て学長が定めるものとする。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

**第12条** 学長は、経済的理由によって納付が困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるとき、若しくは学業成績優秀と認めるときその他大学の運営上特に必要があると認めるときは、次項及び第3項で定めるところにより、学則に定める入学検定料、入学金、授業料、その他の納付金等の全部又は一部を免除し、若しくはその徴収を猶予することができるものとする。

2 前項の規定による徴収の猶予は、当該年度に係る授業料その他の費用について猶予を受けようとする者の申請に基づき、学長が理事長の承認を得て行うものとする。この場合において徴収猶予の期間は当該年度を超えて定められないものとする。

3 第1項による免除は、当該事例について、学長と理事長が協議して定めるところにより行うものとする。

(既納の授業料その他の費用)

**第13条** この規則に別段の定めのあるものを除くほか、既に納付された授業料その他の費用は原則として還付しない。ただし、大学が定める日までに入学を辞退した者に限り、授業料その他の費用の一部を還付することができる。

(実施の細目)

**第14条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な細目は理事長の承認を得て学長が定めるものとする。

附則の記載については省略

## 履 修 細 則

(総則)

**第1条** 授業科目の履修に関しては、学則に定めることのほか、この細則による。

(教育課程表)

**第2条** 各専攻、各年次において履修すべき授業科目及びその単位数は、別表の教育課程表による。

(履修)

**第3条** 原則として、毎学期のはじめに授業時間割によって各専攻、各年次に指定された授業を履修するものとする。この場合、必修科目は必ず履修して単位を修得登録するものとする。選択科目は各専攻教育課程表に定める範囲で履修するものとする。

2 履修登録できる授業科目の単位数の上限は次のとおりとする。

	学期毎	年度毎
工 学 部	30単位	48単位
経 営 学 部	28単位	48単位
情報科学部	30単位	48単位

ただし、卒業要件に含まない授業科目、単位互換制度により履修する授業科目は除く。

3 削除

4 既に単位を修得した授業科目は、前年度の進級基準を阻害しないことを条件として、再び履修することができる。これを再チャレンジ履修という。

5 同一授業科目を同一学期に二つ以上履修することはできない。

6 当該専攻の授業科目については、原則として他専攻で履修することはできない。ただし、当該専攻学年学期までに開講済の単位未修得の授業科目を履修する場合には、他専攻間の授業を履修することができる。この場合、当該専攻で認められた必修科目(数学・物理学・化学・英語等)を履修するときは必修科目として認める。

7 当該学科他専攻開設科目の履修は次のとおりとする。

- (1) 当該学科他専攻開設の共通教育科目及び専門教育科目は履修することができる。
- (2) 共通教育科目を履修し修得した単位は、2単位まで卒業及び進級に必要な共通教育科目(選択)の単位として認定する。(土木工学科を除く工学部のみ)
- (3) 専門教育科目を履修し修得した単位は、卒業及び進級に必要な専門教育科目(選択)の単位として認定する。認定する単位数の上限は次のとおりとする。

工 学 部	電気学科	20単位
	応用化学科	10単位
	機械学科	30単位
	土木工学科	10単位
	建築学科 建築学専攻	17単位
経 営 学 部	経営学科	30単位
	情報科学部 情報科学科	40単位

8 他学部他学科開設科目の履修は次のとおりとする。

- (1) 当該学部他学科開設の共通教育科目及び専門科目並びに他学部開設の専門教育科目は履修することができる。他学部開設の共通教育科目は履修することができない。
- (2) 共通教育科目を履修し修得した単位は、卒業及び進級に必要な単位として認めない。
- (3) 専門教育科目を履修し修得した単位は、卒業及び進級に必要な専門教育科目(選択)の単位として認定する。認定する単位数の上限は次のとおりとする。

工 学 部	電気学科	6単位
	応用化学科	6単位
	機械学科	6単位
	土木工学科	0単位
経 営 学 部	経営学科	10単位
	情報科学部 情報科学科	16単位

9 単位互換制度によって開設される他大学の授業科目は、10単位を限度として履修できる。履修し修得した単位は、総合教育科目4単位、専門教育科目6単位まで、卒業及び進級に必要な単位として認定する。

ただし、専門教育科目として認定する単位は、土木工学科を除き前項の単位に含まれる。

(履修手続)

**第4条** 前条第1項に係る履修については、毎学期はじめの指定された期間内に、その学期中に履修しようとする全授業科目について申告を行わなければならない。

なお、履修については、授業科目担当教員または当該専攻の許可が必要な場合がある。

2 前条第8項に係る履修については、毎年度はじめの指定された期間内に申請し、教務課長の許可を得なければならない。

3 同一時限に行われる二つ以上の授業を履修することになる履修手続はできない。

(定期試験)

**第5条** 学期の終りに予め日時を決めて、その学期に履修登録した授業科目につき試験を行なう。これを定期試験という。

(特別再試験)

**第6条** 削除

(追試験)

**第7条** 定期試験を病気その他やむを得ない事由のために欠席した者の願い出により授業科目担当教員が特に試験を行なうことがある。これを追試験という。追試験を受けようとする者は当該試験後5日以内に教務課へ届出のうえ授業科目担当教員に願い出て、成績報告書提出期限内に試験を受けるものとする。ただし担当教員は事情により2か月を限度として、追試験の実施を延し、成績を保留することができる。



(受験)

**第8条** 試験を厳正に実施するために、次の各号を定める。

- (1) 受験中は学生証の写真の貼付してある面が見えるよう、常に机上に提示して置かなければならない。これを忘れて来た者の受験は認めない。
- (2) 試験においては、あらかじめ指定された座席、または監督者の指示する座席に着席するものとする。
- (3) 書籍、ノート類筆箱等はカバン等の中にしまい、見ることができないようにしなければならない。参照可の試験における参照書類は各自持参のものでなければならず、試験場での貸借は認めない。
- (4) スマートフォン等の情報機器は電源を切り、カバン等の中に入れておくこと。
- (5) 答案用紙の配布を受けたら、先ず学籍番号と氏名を所定欄に記し、監督者の求めにより提示しなければならない。
- (6) 試験開始30分以上の遅刻及び30分以内の退場を認めない。
- (7) 試験中態度不良もしくは監督者の指示に違反した者には退場を命ずることがある。

(不正行為)

**第9条** 試験中(定期試験、追試験、中間試験、小テスト等)に不正行為を行ったと認められる学生に対しては、その学期中の全ての科目の試験の成績を零点とし、それ以後当該学期中の試験を受験させないものとする。このほか、場合によっては学則第39条による懲戒を加える。

(単位の認定)

**第10条** 授業科目の所定の単位並びに成績は、当該授業科目の終了時にまとめて与えられる。

2 当該学期及び通算の学修状況及び成果を示す指標として、グレードポイントアベレージ(履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。)を算出する。

3 GPAの算出方法は以下のとおりとする。

- (1) 科目の成績毎にグレードポイント(GP)を配し、履修単位数あたりの平均点を算出する。
- (2) 成績評価基準
 

成績	得点	GP
秀	90点以上	4 到達目標を極めて優秀な水準で達成している。
優	80点以上	3 到達目標を優秀な水準で達成している。
良	70点以上	2 到達目標を概ね達成している。
可	60点以上	1 到達目標の必要最低限は達成している。
F	59点以下	0 到達目標の必要最低限を達成していない。
失	評価対象外	0 出席日数不足、試験欠席などで評価の対象とならない。

(3) GPA算出式

$$\text{GPA} = \frac{\text{各科目の単位数} \times \text{当該科目で得たGPの合計}}{\text{履修登録したすべての科目の総単位数}}$$

4 教職科目、インターンシップ、高大連携科目、特別講義(経営学科は除く)、ゼミナール形式の科目等特定の学生のみ履修する科目及び卒業研究は、GPA算出対象外科目とする。

5 成績通知書及び成績確認書には、当該学期GPA及び通算GPAを記載する。

(成績通知)

**第11条** 成績については、学生及び第1保証人に通知する。通知する内容は次のとおりとする。

- (1) 履修した科目の成績、認定時期
- (2) 修得した科目の単位数

(3) 当該学期GPA、通算GPA

(進級)

**第12条** GPA数値をふまえ、各学科が定める進級要件を満たした者については、教授会の議を経て進級させる。

2 進級要件を満たしても当該年次に1年以上の在学をしていない者は進級できない。

附則の記載については省略

## 転学部・転学科に関する細則

### 第1章 総則

(総則)

**第1条** 学則第26条の4による転学部・転学科の取り扱いについては、学則の定めることのほか、この細則による。

### 第2章 転学部・転学科

(転学部・転学科の時期及び出願)

**第2条** 転学部・転学科の時期は、各学年末とし、その願い出は、指定された期日までに、所属学科長、所属学部長及び教学センター長を経由して学長に願い出るものとする。

2 転学部・転学科の可能数は、若干名とし、転学部・転学科先に収容力がある場合とする。

(出願資格)

**第3条** 転学部・転学科を志望することができる者は、転学部・転学科先の勉学に耐えうる能力と強い意志のある者とする。

(出願手続き及び考査)

**第4条** 転学部・転学科を志望する者は、別に定める願書及び理由書に検定料を添えて提出するものとする。

2 所属学科長は、転学部・転学科が妥当と認めるときは、学部長に報告するとともに、教学センター長に申し出るものとする。

3 転学部(科)先の学科長は、志願者の出願書類に基づき、転学部・転学科理由の審査、取得単位の状況、学力等の考査を行い、その結果を学部長に報告するとともに、教学センター長に申し出るものとする。教学センター長は教務委員会の議を経て転学部(科)先の学部長に報告し、教授会の承認を得るものとする。

(考査の基準)

**第5条** 考査の基準は、転学部・転学科先で修学できる十分な学力がある者とする。

(在学年数)

**第6条** 転学部・転学科を認められた者の在学年数は、その者が本学に在学した年数(休学期間を除く)を在学年数と認め、在学期間に算入する。

(取得科目及び同単位数の取り扱い)

**第7条** 転学部・転学科が認められた者が、在籍学部・学科において既に修得した授業科目及び単位数については、転学部・転学科先の単位として認定するものとする。ただし、卒業要件、進級要件となる授業科目及び単位数の認定は受け入れ学部・学科の意向によるものとする。

2 授業科目及び単位数に係る必修・選択の区分については受け入れ学部・学科の意向により認定するものとする。

(転学部・転学科手続き)

**第8条** 転学部・転学科を認められた者は、指定の期日までに所定の転学部・転学科の手続きを完了するものとする。

## 第3章 学納金等

(学納金等)

**第9条** 転学部・転学科に伴う学納金の扱いは別に定める。

附則の記載については省略

## 学科内の転専攻取扱要領

(総則)

**第1条** 転専攻の取扱いについては、この要領によるものとする。

(転専攻の時期及び受入れ人数)

**第2条** 転専攻の時期は、第2年次末(ただし、経営学部経営学科及び情報科学部情報科学科においては1年次及び2年次末)とし、その願い出は、指定された期日までに、所属学科長(専攻主任)、学部長及び教学センター長を経由して学長に願い出るものとする。

2 転専攻の受入れ人数は、各専攻の当該年度募集人数の10%とする。

(出願資格)

**第3条** 転専攻を志望することができる者は、転専攻先の勉学に耐えうる能力と強い意志のある者とする。

2 転専攻を志望することができる者は、所属専攻及び転専攻先の両方の進級要件を、満たしている者とする。ただし、情報科学部情報科学科においてはこの限りではない。また、進級要件を課していない学科は別途定める。

(出願手続き)

**第4条** 転専攻を志望する者は、別に定める転専攻願書を提出するものとする。

2 学科長は、出願書類により要件を満たし、転専攻が妥当と認めるときは、学部長に報告するとともに、教学センター長に申し出るものとする。

3 教学センター長は、教務委員会の議を経て教授会の承認を得るものとする。

(承認の基準)

**第5条** 転専攻の承認要件は、第2条第2項及び第3条を満たした者とする。

(在学年数)

**第6条** 転専攻を認められた者の在学年数は、その者が本学に在学した年数(休学期間を除く)を在学年数と認め、在学期間に算入する。

(修得科目及び同単位数の取扱い)

**第7条** 転専攻が認められた者が、在籍専攻において既に修得した授業科目及び単位数については、転専攻先の単位として認定するものとする。

2 授業科目及び単位数に係る必修・選択の区分については、転専攻先の区分に変更するものとする。

(転専攻の手続き)

**第8条** 転専攻を認められた者は、指定の期日までに所定の手続きを完了するものとする。

附則の記載については省略

## 愛知工業大学大学院工学研究科 入学前履修に係る申合せ

愛知工業大学大学院科目等履修生規程(以下「規程」という。)第5条第2項により、大学院工学研究科博士前期課程への入学を志願し、講義を受講する者(以下「科目等履修生」という。)の取扱いについて、次のとおり申合せる。

### 1 志願資格

科目等履修生として、入学を志願し受講する者は、学部4年次であつて、学科専攻において、3年次後期終了時までの成績順位が30%以内の者とする。

### 2 履修条件

(1) 履修単位は、4単位までとする。

(2) 履修科目は、工学研究科入学予定専攻の特論とする。ただし、履修する科目は、学部学科専攻において指導を受けるものとする。

### 3 手続

科目等履修生として入学を志願する者は、規程に準じて手続を行う。

### 4 認定科目の取扱

科目等履修生として受講し、認定された科目は、大学院工学研究科に入学後、博士前期課程当該専攻における修得単位として認定する。

### 5 申合せ

この申合せは、平成21年2月5日から施行し、平成21年度学部4年次に在籍する者から適用する。

## 愛知工業大学学生懲戒規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、愛知工業大学学則第39条及び愛知工業大学大学院学則第30条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項について定める。

(懲戒の対象となる行為)

**第2条** 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- (1) 人権を侵害する行為
- (2) 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的な倫理に反する行為
- (6) 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- (7) 試験等における不正行為
- (8) 学生の本分に反する行為
- (9) その他、本学の学則及び規程に違反する行為

2 前項各号において別に規程が定められている場合はその規程によるものとする。

(懲戒の種類)

**第3条** 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、教育課程の履修及び課外活動を停止するものとする。
- (3) 訓告は、学生の行った非違行為を戒めて反省を求め、将来にわたつてそのようなことのないよう書面により注意する。

(停学の期間)

**第4条** 停学の期間は、無期又は有期とする。

(不正行為)

**第5条** 試験等において不正行為を行ったと認められる学生に対しては、履修細則第9条の規定により処分するとともに当該学生が在籍する学部の長は厳重注意を行う。

2 複数回不正行為を行ったとき又は悪質な不正行為を行ったときは、懲戒の対象とする。

(懲戒対象行為の確認)

**第6条** 懲戒対象行為が確認された場合、教学センター長は当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 調査にあたり、教学センター長は事前に学生に対して要旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 当該学生が意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(委員会の設置)

**第7条** 前条により懲戒対象の行為を確認した場合、懲戒委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、学生委員会委員をもって組織する。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(委員会委員長)

**第8条** 委員会の委員長は、学生委員会委員長をもってあてる。

2 委員長に事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

(審議報告)

**第9条** 委員長は委員会の審議結果を、懲戒対象の学生が所属する学部長又は研究科長に報告する。

(懲戒処分の決定)

**第10条** 学部長又は研究科長は、委員会の原案をもとに教授会又は研究科教授会において審議し、その結果を学長に報告する。

2 学長は前項の報告に基づき、懲戒処分を決定し、文書により当該学生に通知する。

3 前項の通知を学生に行った場合は、保証人に対し通知の写しを送付する。

4 懲戒処分を行った場合は、処分内容を学内に告示する。

(無期停学の解除)

**第11条** 学長は、無期停学の学生について、停学の解除が適当であると認めるときは、委員会において協議し、教授会又は大学院教授会の審議を経て、停学を解除することができる。

(不服申立て)

**第12条** 懲戒を受けた学生は、懲戒の発効日から2週間以内に明確な証拠を提示して、不服の申立てをすることができる。ただし、期間内に不服申立てができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して1週間以内に不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ては、学長への不服申立書の提出をもって行う。

(不服申立審査委員会)

**第13条** 学長は、前条の不服申立ての審査を行うため、不服申立審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学長の指名する教職員 若干名

3 審査委員会の長は、副学長とする。

(不服申立ての審査手続)

**第14条** 審査委員会は、不服申立書に基づき審査を行い、必要と認める場合には、学外有識者の出席を求めることができる。

2 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。

3 審査委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

4 審査委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合には、懲戒の取消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。

(不服申立てに対する措置)

**第15条** 学長は、前条第3項の勧告を受け、不服申立てを却下する決定したときは不服申立てをした学生に通知する。

2 学長は、前条第4項の勧告を受けた場合は、教学センター長に対し、懲戒委員会の協議を経て、新たな懲戒原案を作成するよう指示する。

3 前項の懲戒原案については、教授会又は研究科教授会を経て学長が決定し、不服申立てをした学生に通知する。

(庶務)

**第16条** この規程に関する庶務は、教学センター学生課が行う。

(補則)

**第17条** この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

## 愛知工業大学クラブ活動に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知工業大学(以下、「本学」という。)のクラブ活動に関して必要な事項を定め、課外活動を振興し、その発展に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** クラブとは、課外活動のうち、スポーツ、芸術、文化、学術などの分野で、本学の認定を受けた学生の団体をいう。

2 クラブの設立趣旨に基づき学生が自主的に行う活動をクラブ活動という。

(認定)

**第3条** 学生が団体を結成し、本学の認定を受けようとするときは、次の各号を満たし、願出書に規約と部員名簿、その他必要な書類を添えて申請し、学生委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

- (1) 本学学部生4名以上で構成されていること
- (2) 本学専任教員を顧問に置くこと

- (3) 学生責任者を置くこと
- (4) 会計責任者を置くこと

(継続)

**第4条** クラブが認定を受けた年度を超えて活動を継続しようとするときは、毎年度、本学が定める期日までに継続の手続きをしなければならない。

(解散)

**第5条** クラブが解散するときは、本学に届出をしなければならない。

2 前条に定める手続きを怠ったクラブは、解散したものとみなす。

(顧問・指導者)

**第6条** 顧問はクラブ活動に関し、適切な助言及び必要な諸手続を行う。

2 クラブは、本学の許可を得て、指導者を置くことができる。

(活動支援)

**第7条** 本学はクラブに対して可能な範囲において次の支援を行う。

- (1) 本学の名称使用
- (2) 課外活動施設の貸与
- (3) 学内施設・備品等の優先的な利用
- (4) 補助金の交付
- (5) その他本学が必要と認める支援

(活動)

**第8条** クラブ活動を行う上で次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 構成員の届出
- (2) 活動に必要な諸手続
- (3) 適正な会計管理
- (4) その他本学が必要と認める事項

(処分)

**第9条** クラブ又はその構成員が法令、学則その他本学の諸規則に反する行為を行ったと認められる場合は、学生委員会の議を経て、学長はクラブに対し、次の各号に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 認定の取消
- (2) 活動の停止
- (3) 厳重注意

2 前項の処分がある場合は、本学は第7条の活動支援を停止することができる。

(庶務)

**第10条** クラブ活動に関する事務は、教務・学生サービス課が処理する。

(雑則)

**第11条** 第7条第4号に関する事項は、別に定める。

2 この規程に定めるもののほか、クラブ活動に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。